

令和7年度 特別養護老人ホーム第2 愛港園 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 法人の理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

2. 法人の基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

3. 施設の基本方針

- (1) 積極的な情報公開、情報発信による広報活動の推進
- (2) 自然災害発生や新興感染症流行など不測の事態に陥っても、安全な生活環境のもと生命維持に必要なサービスを提供できる体制を整備
- (3) 誰もが理解できる分かりやすいケアシステムによる、十分な説明と同意に基づくサービス提供
- (4) 高齢者の尊厳の保持とコンプライアンスの徹底による人権尊重を基礎とした心のこもったケア
- (5) 認知症ケアについての知識と技術を学ぶ
- (6) 目標利用率の維持による経営の安定と、安心・安全を最大限確保した生活空間の整備
- (7) 制度の枠にとらわれない豊かな発想による福祉ニーズへの柔軟な対応
- (8) 職員のセルフチェックによる自発的な業務改善活動の推進及び業務マニュアルの随時改訂により最新の状態を維持
- (9) 委員会活動や内部研修の促進による個々のレベルアップと施設サービスの質的向上
- (10) 情報共有ツールの導入による業務の効率化をすすめる、働きやすい職場環境を職員自身が創造する

4. 運営指針

法人理念・基本方針を基軸に、変化する社会福祉関連法などを正確に熟知し、適切なサービスを提供していきます。また、有事の際にも業務を継続する体制整備を強化し、安全・安心なサービスを提供します。

(1) 短期運営指針・数値目標

【経営】

①安定的な経営基盤の確保のため、入所利用率 98%以上を、短期入所利用率は 60%以上を目指し、サービスの向上と運営の健全化を図っていきます。

②福祉ニーズへの対応

施設及びショートステイの利用率を高く維持することは、地域の福祉ニーズにしっかりと対応できていることを意味します。空床をできるだけ少なくし、利用者・ご家族に活用して頂けるよう努めます。

③オンライン・ICT の活用

遠方にお住まいであったり体調面の問題で来園し面会が出来ない家族さまには、代替手段としてオンライン面会を導入しています。家族さまとのコミュニケーション機会を確保するため今後も継続していきます。

外部研修についてもオンライン形式での開催が一般的となり、スムーズに対応できるよう ICT 環境の整備に努めます。移動にかかる距離や時間などの軽減の効果もあり、法人内諸会議のオンライン化にも積極的に協力していきます。

ICT を活用し、業務の効率化を図りサービスの質の向上とともに職場環境の改善に取り組みます。

④各種加算取得への取り組み

各種加算の取得は、利用者に提供するサービスの質を向上させることにつながります。業務の合理化を図り、サービス内容を充実させ、記録の整備に取り組むことで条件をクリアし、新たな加算を取得していきます。加算の取得でより安定した運営が可能となり、サービス内容や職場環境をさらに改善させていきます。

【利用者サービス】

①LIFE など介護関連データを収集・活用することで、介護サービスの質の評価を行い、PDCA サイクルにより科学的介護の取り組みを推進し、根拠に基づいた介護サービスの提供と質の向上に取り組みます。

②充実した余暇の時間を過ごしていただけるよう、さまざまなレクリエーションを企画・実現していきます。外出を伴う行事や屋内でのレクリエーション等内容を充実させ、

個別リハビリや口腔ケア体操等により重度化の予防に取り組めます。

③食事の提供に関しては、委託業者（LEOC）と連携を図り、それぞれの嗜好や健康面に配慮した食事メニューの提供を行っていきます。

④職員には認知症に関する専門知識を習得する機会を提供し、認知症ケアの専門性向上に努めます。

【地域公益活動】

①地域における関係者との連携の中で課題を発見し、様々なニーズにきめ細かく柔軟に対応していくために、施設が有する機能を最大限に提供していきます。

また、家庭の事情等による突発的な緊急ショートステイを積極的に受け入れていきます。

②大阪府災害派遣福祉チームへの協力

災害時における長期避難者の生活機能の低下や要介護者の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチームに登録し、いざという時は即応できる体制を敷いています。

③新興感染症に係る社会福祉施設等への応援職員派遣スキームへの協力

感染症によるクラスター発生時に当該施設だけではどうしても人員確保が出来ない場合に、法人間・施設間の助け合いの仕組みの中で応援職員を派遣する、応援協力施設として登録しています。（レッドゾーンであっても派遣協力します）

④ボランティア・実習生の受け入れ

ボランティア・実習生とも感染状況に応じて、感染症を徹底したうえで積極的に受け入れしていきます。

【職員確保と育成】

法人本部と連携し各学校への訪問、各種広告媒体やホームページの活用等のほか、多様な求人サイトを充実させることで新卒及び中途採用の生活支援員の確保に努めます。人材育成については、介護の質の向上が目的であり、法人の理念・基本方針を理解し、事業所の使命・達成すべき個人の目標を的確に把握し、継続的に改善していくことで、常に成長を続ける組織の一員となれるよう個々の育成を図ります。また、認知症介護の専門職として、認知症介護基礎研修（実践者研修、実践リーダー研修など）を積極的に受講し、認知症を患う高齢者への専門的ケアの充実に努めます。介護現場に介護ロボット・ICT 機器などを柔軟に取り入れ業務の効率化を図り、サービスの質の向上とともに職場環境の改善を推進します。

【建物・設備】

施設設備の耐用年数に留意し、施設機能維持のための計画的な機器の改修・更新や建物・設備の維持管理に努めます。

【数値目標】

①利用率 98%以上の維持による安定運営

②身体拘束ゼロ宣言（身体拘束廃止推進活動）

③福祉関係有資格比率 50%以上の高い専門性

（2）中長期運営指針

①高齢者の尊厳を支えるケアの構築と実践

・介護サービス提供の基本姿勢として、高齢者の人権を尊重した丁寧な介護を行っていきます。

・認知症についての知識と介護技術を学び、専門的な認知症ケアを提供します。

・サービスの質の確保と向上を図り、高齢者の尊厳を支えるケアを提供します。

・高齢者虐待防止、身体拘束廃止、人権擁護を前面に押し出し、人権感覚の豊かな施設づくりをおこないます。

②リスクマネジメントの確立

・リスクに関するデータ収集（事故・ヒヤリハット報告書）とそのデータ解析を通じた事故防止策を徹底し、安全で暮らしやすい生活を提供していきます。

・管理運営面での様々なリスク管理についても十分に検討し対応できる態勢を作っていきます。

・施設内での事故やアクシデントだけでなく、地震や台風など自然災害による突発的な災害に対しても、全てのスタッフが迅速かつ適切に対応できるよう業務継続計画（BCP）をもとに日頃から訓練（シミュレーション）を行い、被害を最小限に食い止められる技術を身につけていきます。また、高齢者施設は、被害を受けた地域にとって必須の社会資源であることを念頭に置き、施設機能維持のための業務継続計画（BCP）の点検・見直しを定期的に行っていきます。

③情報公開の推進

ホームページ等を通して積極的な情報発信をすすめていくことで、事業運営の透明化を図り、利用者サービスの改善に取り組んでいきます。

④サービスの質の永続的改善

利用者は個々の身体状況や日々の生活において、その想いや希望・不安等が刻々と変化し、喜怒哀楽の感情をコントロールすることが困難な時もあります。利用者にとって安心して生活できる環境を目指し、認知症ケアについての知識と技術を学び専門的な認知症ケアを継続して提供していくとともに、常に利用者本位の立場からサービスの永続的な改善に取り組んでいきます。

⑤建物・設備の修繕

建物については経年とともに修繕箇所が増えてきていますのでより丁寧な使用を心がけ、改築や機器の交換も含めた資金の計画的積み立てを行っていきます。

⑥虐待防止・身体拘束・人権重視の専門職集団

当法人の理念には「利用者一人ひとりの人格・人権を尊重」することが掲げられています。利用者の人格と人権の尊重は、私たち福祉サービスに関わる者にとり、常に考え方の根底にあるべきものです。

人権に関する学びは、繰り返し行うことで少しずつ血肉として身に付いていくものであり、時代の経過によって新たな視点に気づかされることもあります。職員には施設内外での人権に関する研修受講を勧め、常に時代に即した鋭敏な人権感覚を持った職員を育成し、常に利用者の人格を尊重するサービスを実施していきます。

施設の目標である「身体拘束ゼロ」「高齢者虐待防止」を確実に履行するサービスを提供していきます。

5. 介護サービスの基本的な考え方

(1) 利用者満足度の追求・苦情への対応

認知症高齢者は病状や程度が個人によって異なり、症状として現れる周辺症状や精神症状も複雑・多様であり、日常生活動作能力・知的能力も異なります。また、その時々により理解力・判断力等も大きく変化します。このような認知症高齢者に対しては「認知症高齢者の心の向き（何を望んでいるのか、どうしたいのか等）を把握した上で、それに沿った形でその方の生き方を援助していく」事が基本になってきます。そのためにも、ご本人やご家族・関係者の希望を重視し、その思いに寄り添ったサービスを提供していきます。

また、サービス内容については年1回アンケート調査を実施し、ご意見・ご要望を収集し対応するとともに、事業所内に意見箱を設置し苦情や要望が出しやすい環境を整備します。

(2) 健康維持管理サービス

認知症高齢者は、生活において起床・洗面・更衣・入浴・排泄等の身についていた生活習慣が失われていくことが多く、これらの能力を可能な限り維持していくことを目標としサービスを提供します。洗面や理・美容により身だしなみを整え、日々気持ちよく生活することができるよう支援していきます。

また、起床時・毎食後に口腔清潔（歯みがき・義歯洗浄・うがい）を行うことにより、食物残渣物等を取り除き口腔内を清潔に保つと共に、口腔内や自歯・義歯に異常がないかを確認し、口腔機能の低下防止に努めます。

(3) 食事サービス

委託給食業者（LEOC）と連携を取りながら食事サービスの質の向上を図っていきます。基本は委託給食業者の献立になりますが、個人の嗜好や季節の行事を取り入れた献立を提供し、利用者の栄養のバランスを考えた食事を提供していきます。

(4) 余暇活動等

余暇活動については、機能回復訓練という考えではなく、個人の趣味や楽しみを尊重したレクリエーションを企画していきます。

また、個別のケアや各種療法を取り入れる事で認知症の中核症状に伴う周辺症状（行動・心理症状：BPSD）の予防や精神状態の安定を図る様なプログラムを学び、取り入れていきます。

(5) サービス向上

サービスの質向上にむけ、事業所内外の研修に積極的に参加していきます。研修項目として「認知症研修、個人情報保護（プライバシーの保護）の研修、身体拘束廃止のための研修、倫理・法令遵守（コンプライアンス）、感染症及び食中毒予防に関する研修、人権研修等」を受講し、研修等で得た情報は、報告・伝達を確実にを行い職員全員のものになるようにします。

また、サービスの質の向上のために毎年サービスの自己評価を実施し、介護サービス情報の公表（年1回）及び第三者評価受審（3年に1回受審）結果を積極的に公表し、利用者やそのご家族等が今後、サービスを受ける際の情報として利用できるようにします。

(6) 人権重視のサービス提供（身体拘束ゼロ・虐待防止の推進）

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として現実に存在します。「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、誰もが直面し得る人権問題として捉えるとともに、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のケアを実践する立場として、この問題を十分に認識し、高齢者虐待の防止に積極的に取り組んでいきます。高齢者虐待防止を推進する上で、利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための担当者を定め、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を行っていきます。

身体拘束は利用者の自由な行動を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであります。

それゆえ、利用者の尊厳と権利を守り、身体拘束

を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束廃止に向けた意識を持ち、利用者支援に努めます。身体拘束ゼロを目標に、担当者を定め、身体拘束の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を行っていきます。

(7) 利用者の『終の棲家』としての施設

高齢者が住み慣れた場所（ご自宅）で最期まで穏やかに過ごし、ご家族に見守られながら最期を看取られることが、お別れの際の本来の姿であると思っています。その上で、高齢者施設として、家族の介護負担を軽減し、専門的なケアを提供しながら安楽に利用者が最期を迎えることができる、ご家庭に代わる存在になりたいと思います。

施設での看取り介護において、ご家族のグリーフケアを提供し、利用者・ご家族ともに穏やかに最期の時を迎えていただくことのできる体制を作っていきます。

看取り介護の提供は、職員にとっても生命の尊厳を学び福祉職員として成長できる大切な機会であると考えています。

6. 配置される職員体制について

(1) 求める職員像・適正人員体制

認知症ケアではその人を中心にしたケア（パーソン・センタード・ケア）の重要性が指摘されています。介護の専門職が利用者の尊厳を損なわず、個性を重視したケアを実践することを指しており、利用者の尊厳を基本とした当法人の基本理念の実践が必須です。基本理念は、日々継続的に心にとどめつつ実践し、行動することで身につけていきます。

(2) 会議・委員会・研修・資格

【法人】

法人全体での経営状況の検討や収支報告、課題検討、福祉情報の共有などを目的に各種会議を設けています。

①毎月開催会議

- ・法人内施設連絡会議
- ・介護保険事業部会議
- ・研修企画部会議

②年6回開催会議

- ・法人内事業部長会議
- ・法人内主任会議
- ・法人内栄養士会議

【施設内】

施設の方向性や直面する課題解決のため多職種が

集まり協議できる場面を設けています。カテゴリー毎に役割を分担し様々な意見や考え方を集約することで、施設全体として運営やサービス内容の分析と改善を図っていきます。

①毎月開催会議・委員会

- ・職員会議
- ・食事サービス会議
- ・防災会議
- ・サービス検討会議
- ・入所判定会議
- ・事故発生予防委員会
- ・身体拘束廃止・適正化委員会
- ・虐待防止委員会
- ・褥瘡予防委員会
- ・業務改善・生産性向上委員会

②随時開催会議・委員会

- ・苦情解決委員会
- ・感染症予防対策委員会
- ・マニュアル管理委員会
- ・広報活動委員会

③研修計画

利用者の人権を尊重し多様性を認め合うためには、施設内外での教育機会が必要となります。専門家による講義により最新の知識や技術、社会福祉動向を身につけ専門性の向上を図ります。

ジョブメドレーを活用し、法定研修13項目を含めた年24項目以上を全職種・全職員が研修を受講します。また、内部研修以外に外部研修への積極的な受講を進めていきます。

これまでに蓄積したノウハウを集約した業務マニュアルに則り手順の統一化を図り業務の標準化をすすめていきます。次の段階として業務の効率化とサービスレベルの底上げに取り組みます。研修受講による技術習得と同時に講師役となった職員は知識や技術を伝承していくことの大切さを感じ取ることで指導的な役割を学ぶことができます。

④資格取得支援

職員の平均レベルを引き上げ実践と学習に基づいた技術を確保するため、職員自身の励みともなるよう各種資格取得を支援していきます（介護福祉士、介護支援専門員、認知症関連資格、防火管理者など）。資格手当や取得にかかる勤務日程の調整、受験費用の負担など法人による支援制度を活用し、有資格者を着実に増やすことで施設の専門性を担保する指標としていきます。

(3) 法人内事業部・事業所間の連携

法人内事業部（介護保険、生活福祉、研修企画）間での連携により法人としての方向性を確認し、今後の進むべきあり方を日々研鑽し創造していきます。

また、法人のスケールメリットを活かし、どんな福祉相談にも対応し、必要な機関や社会資源に繋げることのできる地域の福祉拠点を目指します。

7. 危機管理

(1) 事故防止等安全対策

介護事故防止に向け事故発生予防委員会を中心として事故の原因を分析し予防対策を検討し実施していきます。特に転倒・転落による骨折や誤嚥など重大な結果を引き起こす事故をなくしていきます。

(2) 個人情報保護・情報管理の徹底

介護サービスを提供するにあたり、利用者本人やキーパーソンとなる家族からセンシティブな情報を入手することは少なくありません。サービス実施の上で必要な情報には扱いを間違えると悪用されるような個人情報まで含まれていますので、特に取り扱いには注意を払う必要があります。

法人規程や取り扱いマニュアルに則り徹底した情報管理を行います。施設内PCには情報セキュリティソフトを導入しデータ操作のログ管理をおこない万が一の情報漏洩時にはそのポイントを特定できるよう十分な対策を図ります。

(3) 業務継続計画（BCP）

自然災害発生によるライフラインのストップ、感染症がまん延した場合などを想定し、業務継続計画を策定し突然の事態にも施設業務を継続できるように備え、緊急時にも対応できるよう訓練（シミュレーション）の実施、計画の評価等を定期的に行います。

(4) 防災災害等緊急時の対応

災害時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火の総合訓練や夜間想定訓練を定期的に行い、消防機関の立ち会い訓練を年1回実施します。同一敷地内の港地域在宅サービスステーション、愛港園、ときめき、隣接する社宅との合同消防計画を策定し、相互に応援態勢が取れるよう連携を強化していきます。また、人命安全防護のための教育を実施することで高い防災意識を維持獲得します。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、能

登半島地震など日本各地で大規模な地震が多発している現状を教訓に、自然災害発生時の対策も強化しています。東南海地震の被災を想定した地震防災訓練を実施、備蓄物品として利用者・職員の5日分の食料とオムツなど介護用品を保管し有事に備えます。また、災害時には緊急入所施設・緊急一時避難所・福祉避難所として地域住民の安全を守るよう準備しています。

(5) 災害に強い施設づくり

台風被害や想定されている南海トラフ地震への対策やベイエリアという立地から考えられる水害や自然災害に強い施設作りを目指します。また、停電に備え緊急時用ポータブル発電機を購入し、法人全体で被災施設・事業所や所在地域へのバックアップ体制を構築し、最小限の被害で乗り越えられるような強靱な体制づくりに努めています。

(6) 感染症への対応

感染症への対応強化として、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加えて訓練（シミュレーション）の実施をおこなっていきます。

感染症を施設内に職員が持ち込むことのないよう、常日頃より体調管理に努め、出勤時の検温・うがい・手洗い消毒から業務中のマスク着用、館内消毒など基本的な感染症予防対策を徹底し、予防・まん延防止に取り組みます。マスクやガウン、消毒用アルコールなど備蓄物品の定期的な在庫確認を行い、万が一に備えつつ職員には感染対策の知識を浸透させるために計画的に研修を行い、いざという時に即応できる体制を整えます。新興感染症が発生した際に、協力医療機関と連携し入院受入れの検討などが即座に可能となる協力体制を構築します。

地域で感染症の流行が起こった際にも地域住民が利用しやすい施設サービスの提供が可能となるよう努めます。

(7) 防犯に関する対策

利用者にとって生活の場である福祉施設では、外部からの不審者の侵入や施設内備品の盗難など防犯への対策も必須課題の一つです。施錠や巡回の強化を図り、万が一危害を加えるような第三者を発見した場合は、直ちに愛港園、港在宅、ときめきと連携をとり警察への通報など適切な対処が行えるよう平常時より密に連絡を取り合っていきます。

(8) 応援・協力体制の強化

自然災害や感染症など突発的に起こる事案に対して、大阪府および大阪府社協との協定に基づき外部組織への応援・協力を積極的に応じていきます。他施設の一時的な職員減や必要物品不足などに協力し難局をともに乗り越えていきます。

令和7年度 第2愛港園事業計画

	ケアの重点項目	レクリエーション	保健衛生サービス
4月	施設外活動促進月間	お花見 造幣局の通り抜け	個別体調確認
5月	施設外活動促進月間	外出レク	春季健康診断
6月	利用者個人の状態の把握 施設外活動促進月間	外出レク	食中毒予防月間
7月	利用者健康促進月間	七夕祭り	食中毒予防月間
8月	利用者健康促進月間 家族連絡調整 帰省（お盆） 家族懇談会	納涼会	食中毒予防月間 脱水防止月間 帰省時の保健指導
9月	敬老月間 地域交流促進月間	敬老祝賀会 地域敬老祝賀会	食中毒予防月間 脱水防止月間
10月	施設外活動促進月間	地域交流 外出レク	秋季健康診断
11月	施設外活動促進月間	外出レク	精神衛生月間
12月	家族連絡調整 帰省（年末・年始） 家族への近況報告	クリスマス会 もちつき	個人体調確認 インフルエンザ、ノロウイルス予防 帰省時の保健指導
1月	利用者健康促進月間	新年祝賀会 初詣 書き初め大会	インフルエンザ、ノロウイルス予防 循環器疾病要注意月間
2月	利用者健康促進月間	節分	インフルエンザ、ノロウイルス予防 循環器疾病要注意月間
3月	生活援助の総括	ひな祭り	耳の衛生月間
定例	家族への預り金収支報告（年4回） ケアプランの作成・見直し及び、カンファレンス（随時） ラジオ体操（毎日1回）	誕生会（月1回） 誕生者食事会（随時） グループワーク	体重測定（月1回） 血圧測定（月1回） 全館消毒（毎日）

	食 事 サ ー ビ ス		災 害 対 策
	栄 養 関 係	特 別 献 立	
4 月	嗜好調査	お花見食事会 昭和の日	消防計画書策定 管理者教育 新任職員対象防災機器の取扱説明 防災設備総合機器点検
5 月	残食調査	憲法記念日 端午の節句 母の日	視聴覚指導 防災訓練(消防署立会) 地震災害応急対策訓練
6 月	食中毒防止強化月間 食事形態チェック	創立記念日 父の日	
7 月	嗜好調査	七夕食事会 土用の丑の日	防災訓練(夜間想定)
8 月	帰省時の栄養指導 残食調査	納涼会	
9 月	食中毒防止強化月間	防災の日 お月見 敬老祝賀式 秋分の日	防災月間 防災訓練(日中想定)
10月	嗜好調査	ハロウィン	地震災害応急対策訓練 防災設備機器点検 港区自衛消防競技会
11月	残食調査	文化の日	防災訓練(夜間想定) 秋季全国火災予防運動 視聴覚指導
12月	食中毒防止強化月間	冬至 クリスマス会 年越し	年末年始災害防止 特別警戒
1 月	嗜好調査	新年祝賀式 七草 小正月	年末年始災害防止 特別警戒 防災訓練 (地震津波想定)
2 月	残食調査	節分 建国記念の日 バレンタインデー	
3 月	食中毒防止強化月間	ひな祭り ホワイトデー 春分の日	春季全国火災予防運動 防災訓練(夜間想定)
定 例	栄養指導に関する話(月1回) 誕生会(月1回) ティータイム(毎日2回)		防災会議(月1回) 防災訓練(1回/2ヶ月) 防災設備自主点検 (月1回)

令和7年度 第2愛港園職員研修

	研 修 内 容
4 月	令和7年度事業計画
	接遇マナーに関する研修
	認知症及び認知症ケアに関する研修
5 月	オムツ交換
	疥癬と対応について
	身体拘束の排除・高齢者虐待に関する研修①
6 月	介護保険制度について
	記録・報告書の書き方
	PPE(個人防護服)着用とゾーニング
7 月	褥瘡の発生原因と予防
	福祉用具の取り扱い(外部)
	緊急時の対応に関する研修
8 月	口腔ケア研修(外部)
	業務継続計画(BCP)に関する研修～自然災害～
	業務継続計画(BCP)に関する研修～感染症～
9 月	防災訓練・災害時対応
	腰痛予防について
	感染症・食中毒の予防及び蔓延防止に関する研修①
10月	食中毒予防について
	高齢者の人権尊重①
	事故発生又は再発防止に関する研修①
11月	誤嚥性肺炎の予防
	栄養ケアマネジメント
	ハラスメントに関する研修
12月	老人福祉施設での生活保護法
	倫理及び法令遵守に関する研修
	事故発生又は再発防止に関する研修②
1 月	権利擁護・成年後見人制度
	口腔ケア研修(外部)
	感染症・食中毒の予防及び蔓延防止に関する研修②
2 月	虐待防止②
	苦情解決について
	身体拘束の排除・高齢者虐待に関する研修②
3 月	看取り(ターミナルケア)介護指針と総括
	介護現場で気をつけたいプライバシー保護に関する研修
	行事・レクリエーション等の総括

令和7年度の保健衛生に関する標語

令和7年	4月～5月	自然に触れ親しみ気分転換を図りましょう。
	6月～7月	温かくなってくる時期です、積極的に身体を動かしましょう。
	8月～9月	暑い季節です、水分をしっかり摂りましょう。
	10月～11月	夏の疲れが出る時期なので睡眠を充分にとりましょう。
令和7年・8年	12月～3月	感染症予防のため日頃から手洗い・うがいに努めましょう。

令和7年度 栄養四季別標語

令和7年	4月～6月	適度に運動・美味しい食事。
	7月～9月	こまめな水分補給で熱中症予防。
	10月～12月	感染症ひとりひとりの心がけ。
令和8年	1月～3月	冬こそ大切、水分補給。

余暇活動

※下記の余暇活動の中から参加入所者の状況を検討し選択します。

余暇活動の種類

レクリエーション	遊びやゲームを通して生きがいのあるライフスタイルを実現し、楽しい時間を共有することです。入所者間の親睦を深め、有意義な時間を過ごす遊び、輪投げ、風船バレー、（地域散策、踊り、ボール遊び、言葉遊び、ボーリング、お手玉、将棋、オセロ、バスケット、音楽関連、書道、アート、トランプ、しりとり、カルタ、美術など）
体 操	健康的に過ごしていただく為に、楽しく体を動かせるプログラムを提供し、可動域を広げ、残存機能の維持を目指し、軽い運動、ストレッチなどをしていただく。
日常生活動作訓練	清掃、洗濯物たたみなど、日常生活に沿った動作の訓練をしていただく。

	月	火	水	木	金	土	日
10:40～11:30	レク	レク	レク	レク	レク	レク	
11:20～11:30	体 操	体 操	体 操	体 操	体 操	体 操	体 操
14:00～15:30	レク	レク	レク	レク	レク	レク	
15:40～16:30	生活訓練	生活訓練	生活訓練	生活訓練	生活訓練	生活訓練	

令和7年度 生計困難者に対する支援相談事業 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 位置づけと目的

大阪府社会福祉協議会老人施設部会の「老人福祉施設における社会貢献事業実施要項」に基づき、社会福祉法人として明確な公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととします。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困難により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行います。

2. 事業趣旨

施設の持つ専門的援助技術や相談機能を活用し、総合生活相談を行います。地域の諸機関と連携し、要援護状態の発見や諸施策へのつなぎの努力を行います。要援護状態にある方々の自立生活を支援するため、必要なサービス費の援助を行います。

3. コミュニティソーシャルワーカーの配置並びに訪問相談活動

この事業の実施にあたり、コミュニティソーシャルワーカーを配置します。コミュニティソーシャルワーカーは、老人福祉施設内の介護支援専門員、あるいは在宅介護支援センター、診療所などの人材、機能と連携し地域の要援護者に対して医療も含めたさまざまな相談活動を継続して行うものとし、所得や生活状況、生活上の課題を把握した上で種別や制度の垣根にとらわれることなく、心理的不安を取り除き、必要なサービス斡旋、経済的援助を行うために、地域向けの相談活動を担当する者としてします。

4. 経済的援助の対象

4-1 経済的援助の対象となる方

生活困難により、

- ①医療費の負担が困難な方
- ②介護サービス費の負担が困難な方
- ③成年後見人を定める費用負担が困難な方
- ④必要とするサービスが受けられない方
- ⑤上記に類似する方

4-2 経済的援助の対象とならない方

- ①既に施設に入所している方
- ②介護サービスの上乗せ分を利用しようとする方
- ③借入金、滞納金の返済にあてようとする方
- ④相談活動を行わない、申請による方
- ⑤日常生活費の支給を求める方

⑥上記に類似する方

5. 経済的援助の期間

1 事例あたりの最長援助期間は、概ね3ヶ月とします。この間にコミュニティソーシャルワーカーは、他制度との調整、つなぎに努めます。3ヶ月を経過し、さらに援助が必要と思われる場合は、大阪府社会福祉協議会内の基金運営委員会で検討の上決定されます。

6. 経済的援助の支払限度額

経済的援助を行う際、1 事例あたりの支払限度額は概ね10万円とします。これを超える額の援助が必要と思われる場合は、大阪府社会福祉協議会内の基金運営委員会で検討の上決定されます。

7. 経済的援助の決裁権者

経済的援助を行う際の決裁権者は、援助を必要とする事例を担当したコミュニティソーシャルワーカーの所属する施設長とします。

8. 資金の流れ

この事業をすすめるにあたり、大阪府社会福祉協議会内に老人施設部会社会貢献基金が設置され、府内各老人施設から特別会費（社会貢献事業会費）を徴収し、当該会費を管理し、必要に応じて執行しています。コミュニティソーシャルワーカーは、所定の手続きで基金へ申請し、基金から施設を通じて、各サービス提供事業所に支払うものとします。原則として、本人への現金支給は直接行いません。

9. 個人情報保護

個人情報保護法に基づき、個人の権利利益の保護のために、利用者等から提供された多数の個人情報について利用目的の同意を得る等、適正・慎重に取り扱うための管理体制を構築します。